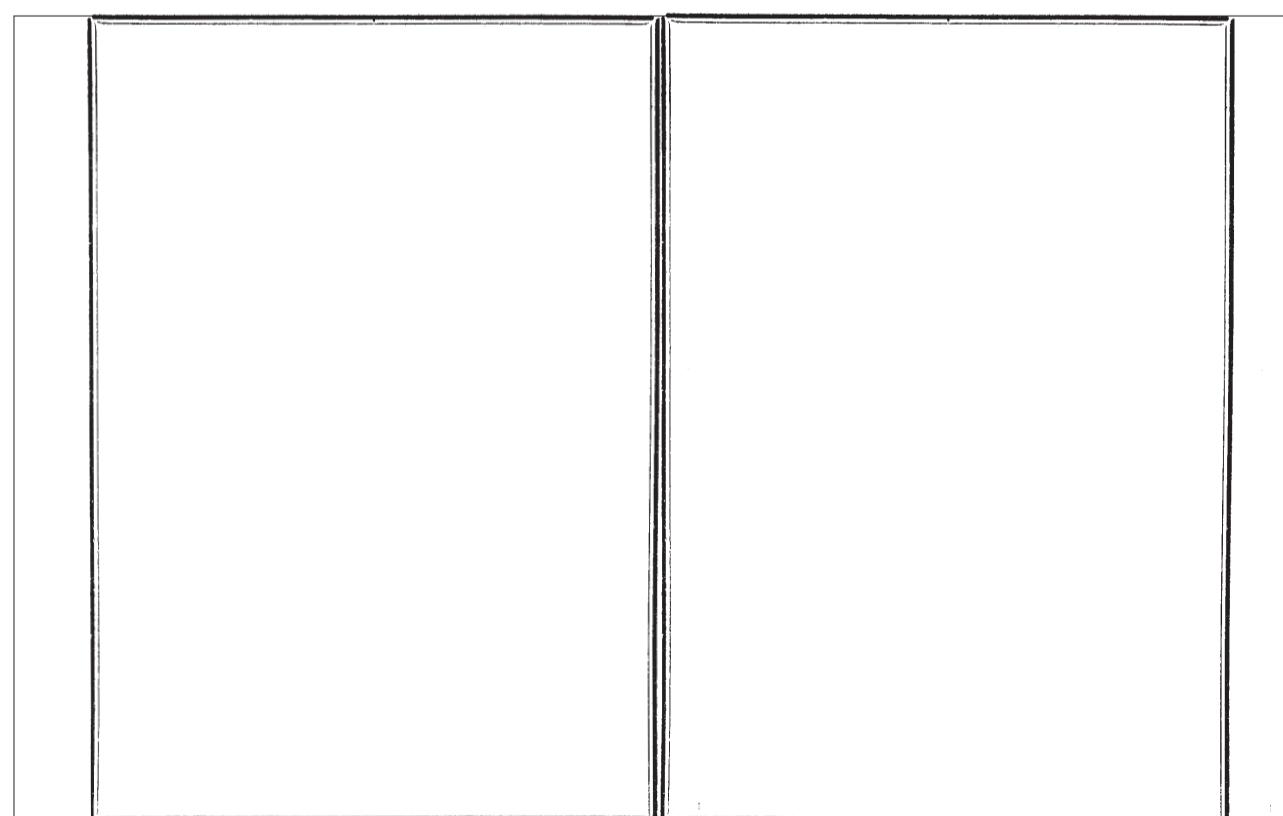
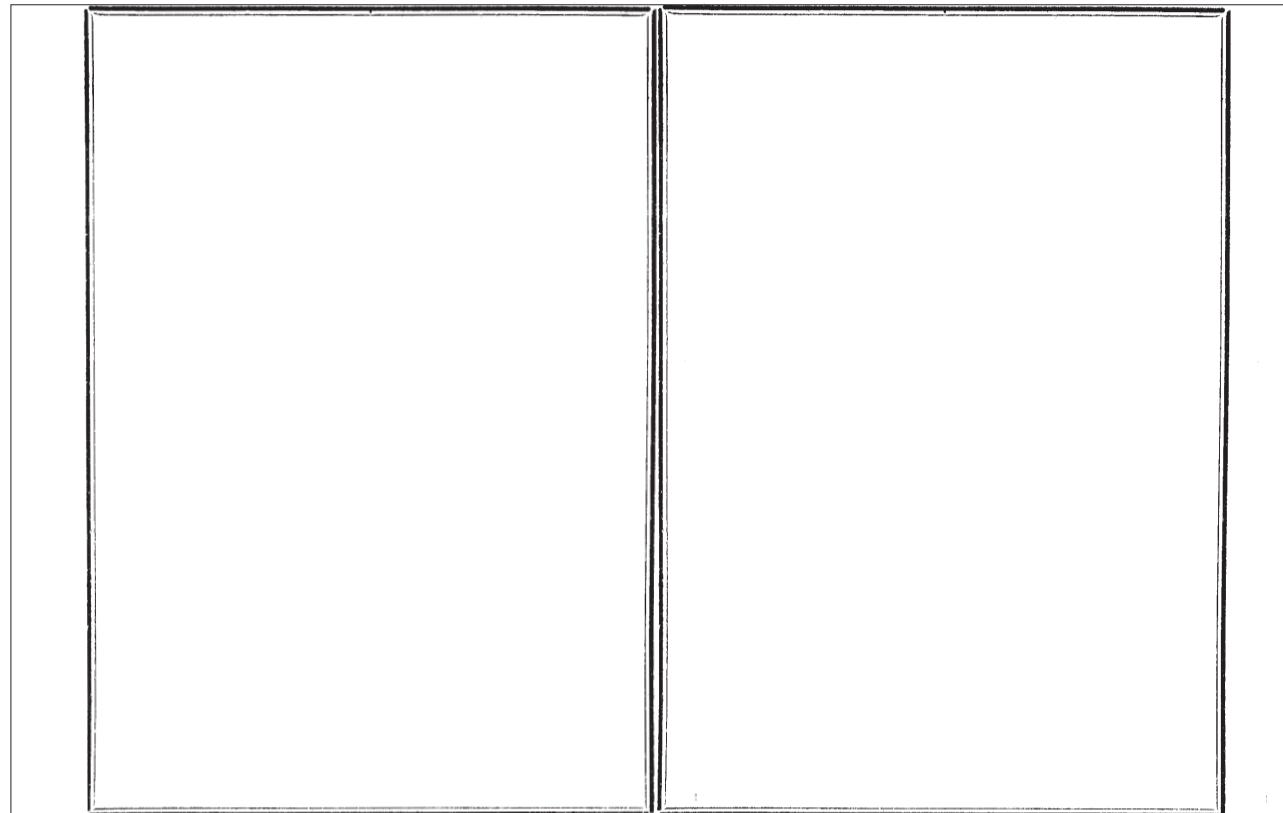


議事速記録第三十號

大正十五年第十四次居留民會  
臨時會議事速記錄

天津居留民團

● 大正十五年第十四次居留民會臨時會議事速記錄



## 大正十五年第十四次居留民會臨時會議事速記録

大正十五年十一月十二日於公會堂

第一、大正十五年度居留民團歲入出追加豫算案

第二、土地買收其他ニ付起債ノ件

第三、不動產買收ノ件

(1)

(2)

四十一名  
白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

八名  
白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席議員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

白井忠三 宮崎勇雄  
天田朝義  
郡茂行  
利根川久  
中村常三郎 川島範良  
太田利三郎 砂田實  
森川照太  
遠藤盛彌  
千葉初藏  
濱田邦太郎  
佐々木敏九  
橋本國三郎  
勝田重直

出席行政委員

( 5 )

( 6 )

に講究されて、必要な箇所には巡捕を剛哨にし、又御承知の通りウエズ巡河に架りました橋の所も、之までは巡捕を置きませんでしたが、それにも巡捕を置きます爲に三十九名増加致すのであります。之は年末になりますので、來月から四ヶ月分の給料を見ました、又此の手當の中には先達で死亡致しました二名の手當、及び病院手當と云ふものが含んで居つて、之は只今あります處の給料から假に出て居りますが、此の中に三千円が含むて居る譯で、他は普通巡捕の給料手當、其他であります。最後に豫備費を設けましたのは、小學校の教員の墳補が餘程頻繁で、そな云ふ處に約一萬四五千円の豫算が出、旁々豫備費にも不足が出来ましたので、四千五百弗、位の豫備費を見ました、尙巡捕其他の配置上に付ての詳しいことは、警察方面からの御説明もあるだらうと思ひます。

◎議長(黒澤兼次郎君) 御質問は御座いませんか

◎森川照太君 今理事から巡捕の配置等に付ては警察當局から説明があると云ふこととあります

したが、質問もそれを何つてからの方が良いと思ひますが、どな云ふ風になりますか、

◎議長(黒澤兼次郎君) 今の理事の話は若し配置等に付て御質問があればと云ふことであつたと思ひます

◎森川照太君 この間から突發事件に付て警備云々の問題が度々出て居りましたが、唯今理事の御説明の様なことの爲に増員を認め、例へばウエズ巡河に架かる橋番とか、其他普通の意味の警備と二色の爲の増員であると云ふ風に伺ひましたが、あ、云ふ突發事件を防ぐ爲の巡捕はどの位を増員致しますか、それから普通の警備に要する増員はどの位か、それから三十九名

に要する春緒、諸掛等の總額此の三点を御伺ひ致します

◎議長(黒澤兼次郎君) 統計的のものでありますから能く取調べさせて後刻答辯して貰ふ事に致します

◎議長(黒澤兼次郎君) 他に御質問御座いませんか

◎中島理事 森川君の御質問に御答へ致します、只今私の説明が少し足りませんでしたか、御質問の要旨が突發的の場合と、普通の警備人員の區別と云ふことでありますが、御承知の通り追々人家も殖へますし、又只今話しました様な、今まで全然無かつた橋梁とか、其他必要な箇所に巡捕を配置致しました爲で、此の三十九名と云ふものは突發事件に備ぶる爲に、其の中何名を廻はすと云ふ意味合ひの増加では無いので、大正十二年度位までは巡捕は年々増員して居りましたが、十三年にはドンと止つて、以來其儘繼續して居ります、自然今日迄に警備は手薄であつた譯で、特に今年は色々の不祥事件が起つたので、治安上面面白くない爲に増員したのであります、突發事件を豫防する爲の設備としては報知器とか、色々警察方面にもお考への點があらうと存じますから、孰れぞう云ふ方面的の事は御提案になること、思ひますが、此の三十九名は所謂通常警備の爲なのであります、但し民團としては巡捕の増員を以て警備の充實と云ふことは考へられんと思ひます、と云ふのは俗風、言葉の違ふ、支那の巡捕、而も巡捕は餘りに高級の人で無い、従つて巡捕の充實を以て、全能率を發揮せしると云ふことは全然不可能で、矢張り日本警官の組織なり、人員なりが整はなければ大したことは無いだらうと云ふことで、民團は過日も外務省に對して日本巡査の増員並に巡捕に對する教習と云ふことに付て、も

少し積極的にやつて戴きたいと云ふ請願を提出した譯であります、只今御質問の巡捕は通常のものと御承知願ひます、尙三十九名の増員に依つて年額約八千円近く金額を増加致しました

◎森川照太君 よく解りました

◎議長(黒澤兼次郎君) 外に御質問御座いませんか

◎森川照太君 序に、若しも解りてしたら現在巡捕の總數は幾人になりますか、それから外國租界の家の建つて居る様な部分に對する巡捕の數との比例をお説明願ひます

◎中島理事 お答へ致します、請願巡捕を混ぜまして二百二十八名で、其の中請願巡捕を除いた數は二百七名であります、それから面積に對する配率は只今解りません、

◎議長(黒澤兼次郎君) 諸君にお詫び致します、本案は極めて簡単明瞭でありますから讀會省略可決確定と致したいと思ひます。(異議無しの聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) それで本案は讀會省略可決確定と致します。(賛成の聲起る)

◎議長(黒澤兼次郎君) も一ツお詫び致しますが次の第二、第三案は何れも關聯して居りますから之を一括して議題に供したいと思ひます如何ですか、(砂田議員より日程變更の提案ありたるも一括に決す)

◎議長(黒澤兼次郎君) それで日程第二、第三は一括して議題に供します

◎議長(黒澤兼次郎君) 日程第一 土地買收其他に付起債の件

◎行政委員會長(白井忠三君) 日程第二、第三に付て御説明申上ます、順序として此の二案の

示して居る仕事を必要とする理由、それから起債に對する見込と云ふことを第二に申上ますして第三に事業が民團財政に如何なる影響を及ぼすかと云ふ三點に分けて御説明申上たいと思ひます、第一に不動產買收の件即ち埠頭附屬用地を買收する事の必要であると云ふ點であります御承知の如く埠頭築造計劃は大正十二年の民會に諮られて決定し、そして政府に請願を致したのであります、當時の計劃は埠頭は荷置場を併せ百四十五尺の幅員を必要とすると云ふ結果にありました、其の根據は當時監督官の御幹庭を得まして、満鐵の海運課長黒田氏並に築港技師堀氏の御來津を願つて、當地に於ける從來の紫竹林碼頭の狀態、並に慣習例へば輸入貨物は略々何日間置く必要があるか、又輸出貨物は何日間置く必要があるかと云ふ點を御調査願ひ、之に満鐵自身の經驗等を併せそして我租界に於ける碼頭は幾何の幅員を必要とするやと云ふ結論を得て貰つた結果、百四十五尺と成了たのであります、其の案に依りまして當時二百三十萬圓の低利資本金下を請願致しました處、時偶々關東大震災の爲に母國政府の財政状態が大影響を受け、此の當初の計劃の儘では遂成困難であると云ふこと、已むを得ず此の百四十五尺を百尺案に直したのであります、そして此の百尺の中から、三十尺の車道と六尺の人道を取ると貨物を置く所は六十四尺幅と云ふことになつたのであります、要するに御承知の如く天津の港は船の形が此上非常に大きくなるのは御座いますが、矢張り船舶は年々大きくなり一隻の船が積んで来る貨物は年々増率して居ります、従つて埠頭の完全な理想點は輸出入貨物を何日前から積んで置く場所と、それから倉庫、此の二の面積が充分でなければ埠頭としての完全な能率を發揮し得ないので、それで二千噸級の船の輸出入貨物を置くには百四十五尺を

( 9 )

要する譯でありましたが、已むを得ず百尺に致したのであります、従つて此案では埠頭には荷置場丈で無く其の後方に貨物の集散し得る所を持たなければならぬと云ふ意味に於て、只今の計画を必要とするのであります、埠頭の計画を變更した時に於て色々研究しました結果、開口方面の土地は汽船會社なり、倉庫會社なりに勧めて買收させる案を以て進むと云ふ譯であつたのであります、只今埠頭が出來ても民團は直に全部の埠頭の長さに船が着くと云ふことは考へて居りません、そ云ふ盛況を呈することは無論何年か後であります、御覽の如く福島街から秋山街に至る間に船會社の一箇所のみであります、従つて現在の状態で郵船會社以外の船を持つて來れば、福島街に於ては江商、天取、大倉、東京建物會社、武齊洋行等を借りるなり買ふなり、しなければならぬと云ふ形になつて居ります、斯ふ云ふことは無論埠頭の利用の上に於ける非常な欠陥と云はんければならぬのであります、民團は何時でも船を持って來られる様にして置かなければならぬと云ふので、今申す様に民團は船會社に勧説して開口方面の倉庫用地買收を進めると云ふことに致しましたが、意外の故障が起つたのでありますそれは無論其の間に色んな誤解も介在して居りました爲でありますせうが、民團が私人の爲に民團の名に於て土地を買收することは、余りに權限を越へてはいなかつと云ふことが一と、多數地主の支那人は民團に安く買取られるのは無いか、若しそうであるならば吾々が直接に交渉を進めるから民團は手を引いて買ひたいと云ふ反対であります、斯ふ云ふ形の下に今此の計画を無理に進めることは困難であります、と云つて只今申す様に幅員が不充分である以上倉庫地買收が必要であるのであります、然るに若し只今の民團の豫算による處の百尺の廣さ支買取

つて、後を此の儘にして置くと船會社が更に後方の土地を買はふことになれば、無論色々の失費があることは當然であります、失費は止むを得ずとするも地主が賣らないと云ふことも相當起つて來るのであります、殊に地主の所有して居る狀態は非常に細かくなつて居つて四五十九人の地主が此處に百坪、あそこには百五十坪、と云ふ風に持つて居つて、其の土地を買つて相當面積の用地に纏めると云ふことは非常に困難を伴ふと云ふことが考へられるので、從つてどうしても民團が自ら買取つて、そして埠頭の完全な能率を發揮しなければ當初の計画を貫徹する所以で無いと云ふ意味から、色々に研究致しました結果、茲に本案を提出するに至つたのであります、民團が自分で買つて埠頭の經營をすると云ふ點には進んで居りません、無論埠頭の利用と云ふことに適合する處の船會社が、貸下なり、拂下げをしろと云ふ場合には當然其の希望に應じて差支へ無いものとして、進んで行く提案であります、以上が買収を必要とする理由であります、買収に付て一部の諸君は御承知であります、色々誤解が起つて多少の反対運動が行はれたのであります、之は當然誤解でありますので之を解くことは左程困難では無いと思ひますが、尙從來當局として考へて居た買収の方針と云ふものを一應申上たいと思ひます、それは無論時價に懸離れた買収と云ふことは絶対に致しません、公平な時價で買ふと云ふことを第一義として、第二の點は現在の所有者の營業上どうしても其處に居る必要がある、即ち白河の沿岸を必要とする云ふ者も二三あります、斯ふ云ふ者は將來商賣換へをしなければならぬと云ふ困難があるので、斯の如き者の所有地を買収することは此の仕事に反對を招く所以となりますから、さう云ふ種類の營業者の所有地は、形の悪い所を整理して、假に百

(11)

十坪の土地を持つて居るとすれば同じ百二十坪の土地を整理して、矢張り山口街に沿ふた場所を與へると云ふことにすれば、此の種の營業者は反対しないと思ひます、第三は營業も何もして居らんけれども、七十年來そこに住んで居る、殊に支那の時局から云つて日本租界を離れることは絶対に困る、何とかして日本租界に居りたいと云ふ様な者も一二あるのであります、夫等の地主には、最も公平に低賃買収土地の換地を與へると云ふ風に致しましたならば、此の買収と云ふことが從來多少の危惧を持たして居る處の反対に對して、困難では無いと云ふことが考へられると思ひます、此の方針は是非共之を完成したいと思ひます、同時に理由書の中に書いてありますが、御覽の如く開口の道路は非常にいたんで居ります、然しそのを立派な道にすることとは今の儘では非常に不利もありますが、此の買収案が實行されるならば、區劃を正して道路を付けたいと思ひます、之は買収に伴ふ副産物として、是非決行致したいと思ひます、尙此土地買収に就ては、埠頭築造後に於て果して船が通航出来るだらかと云ふ議論もまた、同ふのでありますて、之も説明致したいのですが、餘り長くなりますが御質問によつてお答へへすることに致します、吾々は監督官も申されました様に之等の施設に對する交渉としては怠りなく各方面の機關に交渉を續けて居ります、

第二は民團吏員其他の宿舎建設であります、之は民團吏員の宿舎、學校教職員宿舎、巡捕宿舎の三に分けてあります、學校教職員の宿舎は現在非常な困難を生じて居ります、御承知の通り學校は年々一學級优劣宿舎にて居りますが、何時も苦しむのは此の宿舎でありますて、先生の増聘を監督官に願ふと同時に家を探すのであります、中々得られません、遂に不便な部屋借

( 12 )

をしてでも先生を迎へるのであります、それが爲先生は着任後何ヶ月間は、學校が終ると家探しに出て歩くと云ふ狀態で、普通の先生は翌日の授業の下調べとか、又は色々な研究に移るのですが、新任の先生は家探しに時間をとられるので之が爲に生徒の授業に何等か影響を及ぼす事は無いかと云ふことが考へられるので、是非共民團は此の教職員の居住の安定を考へて戴きたいと云ふ提議を受けたのであります、事情は全く然るべきだと云ふ譯で本案を提出致しました、民團吏員の方も、事情は同じで今後埠頭の完成等もあり、之までの人員も年々殖えて居りますが、居住の安定が得られて居りません、偶々探しても何千元と云ふ権利を拂はなければならぬと云ふ譯で、給與規程の上から何千元と云ふ金を出して宿舎を興へる譯には行きません、巡捕の方も丁度同じ状態で、從來のあの汚い家は色々の意味から困るから建て直したとい、なければ家賃を數倍に値上げしたいと云ふ交渉を受けて居ります、之も現状では拋げて置けない状態にあるので、そう云ふ意味からも此の必要を感じます、此の宿舎の問題も一面から考へますと餘り急を要しないと云ふお考へもありませうが、殊に教育の方面から申しまして、先生の宿舎は是非共建造致したいのであります、尙小學校は狹隘を告げて參りまして、今後何年か後には増築をしなければなりませんが、それには民團吏員宿舎を取扱して學校を擴張する外地積が無いのであります、従つてあの宿舎の一部を毀さんければならぬ状態で、どうしても何れにか宿舎を建築しなければならぬと云ふ緊急な状態に迫つて居ります、第三の道路完成であります、之は已に新聞紙上に於ても我租界の道路の不都合な状態に付て御非難のある通りで、吾々は現在の満足すべからざる點に於て異議無いのであります、然して現在

(13)

(14)

の租界の道路を一通り完全なものにするにはどの位の金が必要かと云ふと、本日配付の表によつて示して居りますが、租界内の道路の全面積が七萬餘坪ありまして、其の中に本年の豫算と埠頭築造の豫算に依つて一通り完成します道路は僅か九千餘坪で、後は悉く半成父は未完成道路であります、此の半成未成の道路を完成する費用を概算しますと、九十五萬三千円を要するのであります、此の豫算は只今石材が購入して居りますので、非常に高、豫算を多少斟酌して居りますし、又爲替の關係からも割高の豫算を示して居るもので、之が昨年若くは交通社絶前の石材の値段によりますれば、六七十萬円で済むのであります、何れにしても九十五萬と云ふ大金は通常會計で徐々に造るとすれば、年に十萬円を費すとしても約十年経なければ完成は出来ないと云ふ結論に成るのであります、然るに從来民團は道路の方にどう云ふ風に金を使つて居るかと云ふと、先ず道路を築造する前に上下水道を完成しなければならぬと云ふことから、可成道路の方よりも上下水道を早く完成して居りますから、土木費としては割に使つて居りますが、道路費としては、僅に十三年度に土木費十二萬四千円の中五萬五千円、次の十四年度は非常な緊縮の方針で、土木總費が九萬五千元中道路修繕費三萬円を除いて居りません、本年の豫算は御承知の如く土木費として十七萬円計上して居りますが、其の中修道費が八萬円と云ふ譯で、從來平均五六萬円しか使つ居りません、今も申します様に今後は年に十萬円位は使へ様と思ひますが、それでも十年か、ると云ふことは居留民としては耐へられんと思ひます、殊に低賃賃土地の利用と云ふことを考へますとどうしても道を付けなければならぬ、あの方に日本人の家屋の經營を必要とすればどうしても道路を完成しなければならぬと云ふ譯にない

るのであります、之によつて今回幸ひに相當利息の安い金が借りられるならば、是非共一部の道路は早く完成させたいと云ふ意味で此の案が立つた譯であります、以上計画の三項目に對する其必要理由は概要中上げました、然して此の資金をどうして得るかと云ふことは決議案の表には出て居りませんが、第一は政府の低資本を仰ぎたいことであります、之は公開の席上具體的に申上する譯には參りませんが、豫ての低利資金と同一経路で銀資金が得られる事になりますはしないかと思ひます、幾分の下話はして居ります、不幸にしてそれが出来なければ、無論金利等の關係がありますが、他の金融業者からでも借りて遂行したいと思ひます、茲にお断りして置きますことは、政府の方から借りる場合は担保として借りることは絶対に不可能と思ひます、然る場合は租界外の一部の土地を買取った處もありますし、其の外そく云ふ性質のものを担保として相談致したいと思ひます、無論之等の案は成案を得ますれば、改めて民團の御協賛を得る譯でありますから、其の邊の下相談と云ふことは行政委員會に御一任願ひたいと云ふ案であります、又開口の土地は先刻申上しました通り、目的が埠頭利用にありますので、埠頭利用に適切な會社、若しくは個人にして船を持つ来る爲に使ふ人ならば其の方面から民團が借貸して民團が買收ると云ふ風に變つて行くかも知れません、このことは豫め申上して置きます、金を得ますする見込は概要申上した様な程度のものであります、最後に茲に民團が新たに一百萬円の起債することは、我民團は已に三百萬円の借金を持つて居るのだから、財政上相當心配がありはしないかと云ふことは當然考へますが、それに對して此處に参考の表を二三附けてお廻はしましたのであります、概要の説明を申上ますと、第一に埠頭第

(15)

(16)

二團債想定償還割表と云ふものがありますが、之は御承知の埠頭の費用として花旗銀行から借りました七十二萬円、之は五年の短期のもので今少し長期のものに借換へなければなりませんが、今度の計劃と共に此處に示された如き割富の借換へが出来れば宜敷いと云ふのであります、斯ふ云ふ風の割富にしたいと云ふことを示したもので、其の次は之が今回提案して居ます處の團債の割當であります、一百萬円を三ヶ月据置の後四年返還と云ふ風の案になつて居ります、之は私が先般上京しました時に、非公式に話を進みました處七年位ならばと云ふ下話がありましたので、合計七ヶ年で完済すると云ふことになつて居ります、大正十九年に土地賣却費としての六十六萬円は買収した開口の土地を賣却つて其の金を政府に返へすことにして居ります、それから此處で御注意して置きまることは、最後の低賃賃土地貸下料でありますが之は今まで一切の財源の計算に入れて居りませんでしたが、何時までも草を生やして置くことも出来ませんので今度はあの方の計上を認めた結果、年額三萬六千円を見込みました、それは備考にも書いてあります通り一万五千坪に對する貸下料であります、其の下は家賃であります、此の二のもので一百萬円の借金を七年に割付けて拂つて行くに、どう云ふ過不足が出来るかと云ふことは下の段にプラス、マイナスで書いてあります通りで、餘る年もありますが足らん年が多い譯であります、之が一百萬円の團債の收支状態なのであります、其の次に向ふ十五ヶ年間民團歲入出豫算想定表が付けてあります、之は別にパンフレットを配つて居りますが、それは本年の通常民團會に示した向ふ十五ヶ年豫算想定表中必要な点を改めて数字に示したのであります、此表の中に御注意を願つて置きたい點は電燈事業收入であります、之は先般の臨時民團會に於て、發電所の自營が決定された爲に、此の數字の收入は大正二十一年後はもつと殖へるのであります、二十二年から発電所自營の爲に電氣事業から更に收入が加はるのであります、それは此の数字には加へて居りません、之は電燈料の低減とか、或は課金の整理と云ふことがあるかも知れませんので、財政を消極的に見積つて行くと云ふ意味から加へなかつたのであります、其の外に、埠頭第二團債を今回の割當のもので此處に示めしました、そして今度の一百萬円の團債割當の過不足を此處に入れ、最後に一番下の段の過不足を示しますと斯ふ云ふ風に多少足らん年と相當餘る年があるのです、餘る年は別として不足の年は大正二十年度が三萬一千元であります、之は下から四段目の一般歲入歳入金が此の通りの数字なれば六萬元しか繰入れが出来んと云ふのであります、尚又電燈收入は、租界に亘るノミノミ家を増して来ますが其の増加率は決して豫算に加へて居りません、從來の電燈の増加率丈を加へたものです、又租界内空地に新たに殖へる電燈料金は此處に加へないでこの数字を出して居ります、従つて將來今の様にノミノミ家が建ち、又百萬円の土地を利用する案が極まつたならば此の豫算外に收入がある譯であります、之を結論すれば結局民團財政上に今度の百萬円の起債が苦しみを與へるもので無いと云ふことを御諒解願へるものと思ひます、専細かな點に就ての御質問は夫々御答へ致します

◎川崎範吉君 詳細な御説明を受けてよく解りましたが、第一の問題に就て一寸お伺致したいと思ひます、租界に於て碼頭が築造せられた場合に、必要なものとして土地を買收し從つて倉庫社、船會社を必要とすると云ふことですが、それに就て倉庫業を計劃して居る人から若し

(18)

(17)

くは船會社から自分で買ひたいから買つて買ひたいと云ふ希望の申出でがありましたか、それから若し之を倉庫業者なり船會社なりが右から左へと買つて呉れ、ば租界としては問題であります。若し租界が買つて何年の間か買手が無かつた場合にはどうなさいますか、それから起債の方法に付て御質問致しますが、起債の方法は良く解つて居りますが出来得るなれば借入先を示して置く方が良からうと思ひます、それから借入に付て下相談を行政委員會に一任しろと云ふことを伺ひましたが、言葉尻を捕へる譯ではありませんがそこを明瞭りと御説明願ひたいと思ひます、それから若しも開口の買収を船會社なり倉庫會社に委して置いて、民團が之にタッチしなかつたらどう云ふ結果になりますか、私は倉庫會社なり、船會社が其の土地を高く買つたならば支那人地主は却つて喜んで日支親善の意味に於て或は良い影響があらうかと思ひます、それから阿部技師に伺ひますが、二三日前の新聞に道路に付て非難することは天に唾する様なもので、議員としては苦情を云ふべきもので無いと云ふことをお書きになりましたが京津日日新聞にも書いてあります通り、吾々は何年の間行政委員の提出される豫算に關しては相當意見を述べて協賛を與へて來ましたが、吾々は決して日本租界の道路が、外國租界の夫れに比して悪くは無いから協賛を與へた譯では御座いません、私は此處に於て阿部技師の力で以上に施設が出来るものであるかどうか、此の邊の御意図をお伺ひ致したいと思ひます。

◎行政委員會長白井忠三君 御質問にお答へ致します、第一の船會社倉庫會社から開口の土地買受け申出の點であります、之は社名を申上ることは扣へますが確實に是非買いたいと云

ふ處が一軒其他に専三ヶ所程都合によつては買ひたいと云ふ申込を受け居ります、之等の會社に對しては、本案が斯ふ云ふ状態に進行することになつたので、具體的に何時入用か又何時頃買取つて貰へるかと云ふ二點を先日照會を發しました、第二段の見込の通りに定期々間に買取つて呉れぬ場合はと云ふ點は、具體的に相談して居りませんが、或は一部は現在の住民を住まはして置いて置くことを延ばしてもよいし、又或は全部野原にして置いてそれを貸下げることにしても良からうと思ひます、之は必ずしも船會社のみで無く、荷置場として短期貸下をすることにしても、他の振合から考へますれば無論確實の數字ではありませんが、畧々持つて居ります處の買取る豫算と現在の貸下料金とを考へますと、優に年一割二三分乃至一割四五分の料金は取れること、思ひます、此の土地の買入資金と云ふものは、當業者が買取るまで民團が代つて買取ることを旨として借るのでありますから、貸主は買手が無からうと云つて元金の返還を迫られる様なことはないと信じます、七年後に於ても尙買手が無いと云ふことになれば他に適當な方法を考へなければならぬと思ひますが、恐らくそれは杞憂に屬すること、思ひます、第三の内談と云ふのは前回土地を買收する低利資金を借りた對手方であります、金の本体は銀低利資金であります、不幸にして其の話が調はん時は無論他の方面との交渉も致す積りであります、此の案は幅を置いた案として御承知願ひたい、第四の下話と云ふことは勿論借入れ相談を行ふことと云ふことはあります、唯契約は假契約案を作るのは實行すると云ふ意味であります、それから第五の、開口土地は船會社又は倉庫會社と地主の間で直接に賣買をやれば良いと云ふこととあります、どうしても住居をあそこに置きたいと云ふ希望の者も

(20)

(19)

ありますし、又數戸の者は營業の性質上どうしても白河に沿ふて居りたいと云ふ者があるし、之等の者が彼地此地に點在して居りますので、個人で買継め様と云ふことは殆んど不可能と思ふのであります、即ち民團ならば彼等の不満を招かざる程度に於て、どうしても開口に居らなければならぬと云ふ者には換地を與へると云ふ具合に出来ますから、買収が出來ると思ひますので、之を個人で買継めることは非常な困難と思ひます、

◎阿部技師 川島議員の御質問にお答へ致します、川島議員は道路狂生と同様に私の投書を誤解なすつてはゐないかと思ひます、良く讀んで戴けばお解りてせうが、其の文句の中に民會議員の責任であると云ふことは一言も申して居りません、道路狂生は頗りに民團の道路の悪いことを御非難になるから、民團なるものは專制政治は無いと申上たのであります、それから次の御質問にお答へ致しますが、現在の豫算では以上の施設は出来ません

◎永安平吉君 現在の英佛租界碼頭の幅員と日本租界の碼頭の幅員はどの位違ひますか、それから現在開口に居つて其處を必要とする商賈はどんな商賈ですか、それから開港が他から借入される場合は、利率及償還方法はどう云ふ方法を探られますか

◎行政委員會長白井忠三君 お答へ致します、明瞭りした數字を只今持つて居りませんが、英佛租界の一番廣い處は百四五十尺で一番狭い處で八九尺であります、英國租界でも下の方は幅員を擴める計劃を致しましたが、それは最近拡張して居る様に聞きました、然し英國租界は非常に奥行の廣い例へばデヤーデイン其他的食庫地がありますので三隻分の荷物が一隻分の處へ着いても曳行があるので差支無い様な狀態になつてゐます、それから白河に沿ふて居住を

必要とする者は第一酒造者であります、酒を造るにはどうしても白河の水が必要で、水道の水ではないからあそこに置いて貰はんければならぬと云ふのであります、それから外に問屋等の者は絶対にあそこを必要とするかも知れません、そう云ふ風の商賣の者はあそこに置く方針であります、それから低賃の借入れが出来ない場合、之は利率期限等は今から申上られませんが、開口の如き將來買取りを必要とする船會社等から起債をすると云ふことも一つ方法であると思ひます、只民團の宿舎を建てるなり、道路を造る爲には、民團の財政状態に影響の無い安排で他の方法を講じて、改めて皆様の御協賛を仰ぎたいと思ひます

◎川島範夏君 先程お尋ね致ましたが、あの土地を民團が買取った場合に船會社なり倉庫會社は必要があれば買ふので、其の必要が無い以上何時まで開けて待つてても買収せんと云ふこともありますし、又之は船會社の自由意志に委せて置けば、若し偶然にも高く賣れる様な場合、或はそれによつて支那人地主に却つて日本人との關係を思はせると云ふ點もありますから民團は買収せずに其の儘にして置いたら如何ですか、

◎行政委員會長白井忠三君 先刻も其の趣旨でお答へ致しましたが、之を此の儘に放任して置けば將來買ひたても買へないと云ふことを恐れ、又どうしてもあそこに居らなければならぬと云ふ者が居る以上、纏めた倉庫にする事が出来ぬと云ふ風に、結局買取る上に利用價値が極めて少いと云ふことを恐れたので、此の際民團は區劃整理上から云つても是非必要であると思ひます

◎川島範夏君 最近日支通商條約が問題となつて居りますが、無論日本の支那に對する立場が

( 21 )

( 22 )

ら無下に退ける譯には行きませんと思ひます。治外法権も將來に於て撤廢する時期が来るかも知れません、そう云ふ場合は財政経路の歳入が實際は無くなつて來ると云ふ経過になりますから、借財を引繼くことになりませうけれども、そうすれば支那政府に低利資金を貸した様な變なものになります、それで是非緊急に必要なものなれば別として、そうで無いものは今少し模様を見てやつては如何かと思ひます。

◎議長(黑澤兼次郎君) 之れより二讀會に移ります。

◎行政委員會長(白井忠三君) お答へ致します、只今問題となつて居ります、日支條約が及ぼす影響と云ふことは一言にして申上られましたが、私は民團財政狀態に對する懸念に付てお答え致したいと思ひます、御承知の通り民團歲入の主なるものは電燈收入でありまして、民團課金の收入は、今年の如き總額十九萬何千元と云ふものであります、其の中大半は日本人であります、若し治外法権の撤廢と云ふことになりました、日本人は民團に對して無論或種の負擔をせんければならぬことは當然でありますから、日本人の居る限り恐らく何等の心配は無からうと思ひます、又當然道路修築費とか其他土木費の大部分が不必要となりますし、殊に團債は夫々形のあるものを置いて借りて居りますから、治外法権が撤廢されても其の爲に借金が返せないと云ふことは萬々心配が無いと思ひます。

◎遠藤盛彌君 埠頭が出來れば、之に關聯したるものとして之を船會社又は倉庫會社に利用せんければならぬと云ふことは御説の通りであります、處で船會社等に交渉を爲さるお方はどの方々でありますか

◎行政委員會長(白井忠三君) お答へ致します、別段誰と云ふ係りは御座いません、行政委員の中で誰でもよろしいし理事でもよろしいと思ひます。

◎遠藤盛彌君 それから先程御説明の中に、ある會社から土地買収の申込があつて後二三は都合によつては買取ると云ふ相談があると云ふことであります、民團行政委員及理事の方針としては、申込を持つてやられる方針ですか、或は何か船舶業者に其の様な御通知もありましたか、尙私は最近或る日本の船會社が、獨乙租界の近くに數十萬元の金を投じてヤードを買収したと云ふことを聞いて居りますが、斯ふ云ふ船會社に對しては御交渉になりましたか如何ですか

◎行政委員會長(白井忠三君) 先刻申上ましたのは、從來進んで船會社から、開口方面を自分も欲しいがどの位の値段で買へるか返事して貰ひたいと云ふ申込を受けましたのであります、無論當時の計劃の坪數に多少の相違もあつて、具體的に何處が何千坪、何處が何千坪と云ふ様に明かなるものではありません、極めてバツとしたものであります、そこで買収を終りましたならば、少くとも當所に營業所を持つて居られる處の方には、照會しました上出來るだけ公平に分つ方法に致したいと思ひます、それから今御説の、日本のある船會社が土地を買はれたと云ふことは耳にして居りますが、それに對しては進んで買へと云ふことは申込んで居ません

◎森川照太君 一寸伺ひ損ねたかとも思ひますが、一百萬元の數字の割當は幾らノンに成つて居りますか

◎行政委員會長(白井忠三君) 實は道路の方は御覽の通りで、全部を完成するには九十五萬弗

( 23 )

( 24 )

もかゝりますが、それも色々に考へられます、例へば從來出來掛け居る道路を先づ完成することも一方法であります、然し低資質收土地の利用方法も決まりますれば只今の道路無しでも困りますから、其の方面を先に完成させると云ふこともあります、それに約三十萬弗許りになります、それから教職員宿舎他の建築に二十萬弗、處で開口豫定地は、先刻來話します通り買手を求めるか、若しくは貸下をせんければなりませんが、どうしてもあそこに居りたいと云ふ人には其處に換地を與える又低資土地で換地を與えるものなど差引きしますと概算五十萬弗位要ると思います。

◎森川照太君 私はこの道路の築造と云ふ事は非常に肝要なことだらうと思ひます、從來非公式に當局者にも話しましたが、どうも毎年豫算を組む時にも道路といふ様な第一に施設すべきものが甚だ閑却されて、天津民團行政に當られる人も民會議員も私の目から見ますと、道路に付ては甚だ浴済であると信じてゐます、小學校教員其他宿舎の建築も緊要であります、けれども、斯ふ云ふものが今まで沒却されたことは誠に遺憾に堪へません、然るに日本租界の低資質收土地明石街以西の土地には、家が建つても道路らしき施設が一も無いと云ふ一大奇觀を呈して居ると云ふことが一方に現存するに拘らず、他方に比較的輕い施設を爲して居ることを遺憾として居ります、乍併吾々民會議員は日本租界にあるべき第等の處の道路に、幾ら位の金を算出すべきか又どの位の程度の基礎をなすべきか、と云ふ様な知識を欠く故に、今に其の完成を見ることが出来無い状態にあります、そこで昨年私が何つた處では、どうしても道路に先だって上下水道を完成しなければならぬからその上に於て六七十萬弗を要すると云ふことを非公式に伺ひました、今年は爲替の關係其他で九十萬弗を要すると云ふことに成つたのであります

然して租界局當局の技術者は、民會議員は參政權があるからそこで道路を掌管する様に決めたら良くては無いかと云ふことを發表して居られますが、斯の如く吾々の責任を當局の技術から間はれたる以上、私は民會議員として先ず何を先にするかと云ふ立場に置かれたものと思ひます。それで幸ひ本日開かれた民會の議案は、五分五厘の低利で百萬弗借りられると云ふ案であります、私が肝心と思ふ道路を完成し新道路を造る爲に九十五萬弗かかりますれば、之を一遍に使つて仕舞へば非常に都合が好い譯ですが、已に埠頭も出来つ、ありますから、私は此の埠頭の經營に必要な土地を民團が買つてやると云ふ同情は、要するに埠頭を便利にする爲の買収で、之は是非必要と思ひますからには異議を申しませんが、學校、吏員及び巡捕宿舎と云ふものは、成程學校の先生が見えた時困ると云ふことは御尤であります、斯ふ云ふ些々たる不便は暫く置いて、それよりも最も必要な道路に其の金を充當しては如何かと存じてゐます、此の吏員宿舎を整理して空地を作る場合は、宿舎移轉の必要が起ると云ふことあります、だが、其の必要が目前に迫つて居ると云ふことは聞きませんでした、然らば些々たる教員數名の不便よりも、日本租界に住んで居られる人のみでは無く、同時に天下の公道たるあの汁粉見た様な道路を今日の狀態に抛つて置くことが如何に忍びないかと云ふことが考へられると思ひます、然して今度の金を借りるには担保が無ければ借りられないと云ふことがあります、他の財産を担保にすればどうか出来ると思ひます、民團には担保に供し得る不動産が五十萬元見當には御座いませんか、其の點お伺ひ致します

(26)

(25)

◎行政委員會長(白井忠三君)

道路の必要であると云ふことに付ては全く同感であります

が、只今お話しした様に此百萬弗は道路には向きの悪い資金で、之丈でも或は六ヶ敷いのであります

そう云ふものはいんと云ふことになるかも知れませんが其の場合は此の民團の宿舎等は良い譯

で、結局森川君の御意見を進めるに云ふと三十萬元を五十萬元見當の方針で進めるに云ふ事に

なりますが、之は民團の財政上出来るかどうかと云ふことなので、五分五厘の利子で三十萬元

として七ヶ年に割當でますと年の負擔は六七萬弗になりますが、之は全體の財政上から言つて

非常な苦痛では無いと思ひます、けれども假に五六萬弗の團債を低利でないもので起すとし

まれば、勿論期限にもよりますが、利子丈でも五万を拂はんければならぬと云ふ苦痛が起

るので、從つて本日の提案にはありませんが、民團が假に十五年期限位の團債券の如きものを

を發行し得ますれば、或は今少しあ速し得らるゝかと思ひます、今一つ又今この民團の設備では

一ヶ年間にやり得る道路工事は精々出來て十五萬程度のものと思ひます、茲に三十萬と申しま

しても、之も二年位はからなければ出來ない譯であります、然し何れにしても各方面にも御

議論がありますから、將來は年十萬弗内外を投じて道路の完成を計ると云ふことにしては如何

かと思ひます、之は私一個の私案であります、然しお説の様に現在提案の資金を其の儘此の

道路の方に振けることは六ヶ敷いと思ひます、それから担保は二番、三番抵當を考へますれば隨分ありますから、將來は年十萬弗内外を投じて之に充つることは非常に六ヶ敷いとすると、極めて少い

ものであります

◎森川照太君

二番三番の抵當に當るべきものは現在價値が相當騰つて居りますが、若し果し

てそうであるならば、今少し抵當を整理すると云ふ様な意味合ひの整理を爲すことによつて、

此の三十萬元道路の御提案を願ひたい、つまり二番抵當に餘裕があればそれを整理することに

して戴きたいと思ひます、それから今御説明中に、工事は二年位からねば一時に進められん

と云ふことありますから、新築の宿舎には貸すことが出

来るが、担保があつても以前のものでは貸されんと云ふ風に聞きましたが、何故に差別があり

ますか

◎行政委員會長(白井忠三君)

民團の不動産を担保に置くのですから、借換へなるならば兎も角

さもなければ、百萬弗の低賃買收土地は百萬弗の元金を返へすまでは整理の方法がありませんつまり貸出者が政府でありますから、政府に向つて賃貸した地段の差金を、更に担保にすると云ふことは貸下金の性質上絶対に出来ません、それから道路工事の三十萬元を一年間にやることは極めて六ヶ敷いと云ふことはローラーの能力を現在の二倍三倍にせねばならぬと云ふ困難

が伴ひます、それも餘り極端でありますし、殊に材料の蒐集例へば年に十五萬弗の工事をや

るとしても、餘程材料の蒐集能力がなければ六ヶ敷いと思ひます、それから最後の御質問にお

答へ致しますが、新しく建つれば一番抵當の意味になりますから良いですが、從來の民團の不

動産は皆夫々借歟の担保に這入つて居りますから、二番抵當になります

◎森川照太君

官有地拂下地も担保に這入つて居りますか、それから「一序にお伺ひして置

きたいのは、此の三十萬元を道路費に充當することは樂だと云ふ話であります、現在の當局

者の考は此の三十萬元を投じ得らるれば、來年度の経常収入に依る土木工事はやられないので

(28)

(27)

すか、それから他のものをもつと節減して緊縮方針を探り、道路を第一義とするお考は御座いませんか

◎行政委員會長(白井忠三君)

本年度の道路費は前回申上ましたと同様に八萬弗であります

十六年度は未だ豫算の編成に着手して居りませんけれども、矢張り八萬弗位は使へると思ひます、すると九十五萬弗は五年間位に完成すると思ひます、それは團債を起さずニやれる苦です

然し其間に起債の方法が附けば別ですが、それから他の經費を節減すると云ふことは、恐らく

現在の安排では六ヶ敷いと思ひます

◎森川照太君

來年の豫算は現行政委員が編成するのでは御座いませんから、私は「當民會は

民團が道路の施設を速かな期間に於て完全にし、道路工事を租界工事の第一義と認める」と

云ふことを次期行政委員會に中繼きたいと思ひますから御賛成を得たい

◎砂田 實君

私も先刻聞洩したかも知れませんが、宿舎の豫定地は何處ですか

◎中島理事

まだ豫定地は確に決めて居りません、今の處低賃買收土地の一部を利用する豫定であります

◎砂田 實君

私も先刻聞洩したかも知れませんが、宿舎の豫定地は何處ですか

◎行政委員會長(白井忠三君)

来年の豫定地の選定は御座いませんから、私は「當民會は

民團が道路の施設を速かな期間に於て完全にし、道路工事を租界工事の第一義と認める」と

云ふことを次期行政委員會に中繼きたいと思ひます

◎行政委員會長(白井忠三君)

お答へ致します、低賃買收土地利用處分に付ては當行政委員會

としても研究の歩に入つて居りますが、他に色々の問題がある爲に恐らく吾々の任期中には全體の決定は出来ないと思ひます、一二の部分的の件は或は決定出来ると思ひますが、只今の狀態は御報告する程具體的になつて居りません、大體に於て貸下げる外は無からうと思つて居ります、それから今民團吏員宿舎の豫定地であります、之はまだ詳しく述べて居りませんが、一千坪前後で済むだらうと思ひます、それから開口方面買收地は總面積五千何百坪で、假に三割そう云ふ人があるとして千五百坪位を要すると思ひますから、四萬坪の中では極めて僅な部分であります

◎永安平吉君

福島街以南は豫算の範囲内に於て買收を完了したと書いて御座いますが、そう

しますと、福島街以北が百四十五尺あります、それから陸軍倉庫の方はどうなつて居りますか、それから福島街以北百四十五尺とすると以南には船は少し着くのですか

◎行政委員會長(白井忠三君)

陸軍倉庫の方は日下外務省に向つて無償拂下を請願して居ります、それから陸軍には別に家屋を建て、交換するに云ふ交渉をして居りますが、まだ決して居ります

ません、それから今百四十五尺案であります、之は百四十五尺あれば倉庫地の必要を些程に感じないのであります、つまり倉庫地を必要とする前提であります、従つて御覽の如く福島街以南は日本人の手になつて居りますから、船會社との間に植段さへ出せば利用することが出来ると云ふ状態にあります

◎永安平吉君

それなら福島街以南も御買收になつては如何ですか

◎行政委員會長(白井忠三君)

日本租界の埠頭が完成すれば、其の間に全部船が着く様にせん

(30)

(29)

ければなりませんが、下の方は大體所有者が日本人であるから割合に買收し易いですが、上の方は支那人の所有者許りて其の買收に困ります、若し上方を其の儘にして置くと船を上方に着けることが出来ぬと云ふことに成ります

◎永安平吉君 私は埠頭全體に亘つて福島街以北丈を買收されると云ふことが解りません、福島街以南に於ても矢張り同様の困難が伴ふだらうと考へます

◎檜垣恭興君 一寸森川君にお質問致しますが、只今道路を完成すると云ふ點に付て御質問がありました

◎森川照太君 無論それよりも早くあります、私は常に思つて居ますが、若しあの方面に

ありましたが、道路を完成する一面には緩急がありますし、一方行政委員は五年間位に完成さ

れると云ふことから論じ、森川議員は尙これよりも早く完成させたいと云ふ御意図ですか

◎森川照太君 無論それよりも早くあります、私は常に思つて居ますが、若しあの方面に

も道路を造らなければなりません、日佛蘭西側が居留地を擴め道路を造れば、向ふ側には道

路があつて此方には道路が無いと云甚だ可笑しい結果になるだらうと思つてゐます

◎川嶋範貞君 今臼井委員長は福島街以南は買收に難く無いが、以北は金を出しても買收は出

来んだらうと云ふことをお仰いましたが、私は買收をそんなに急ぐ必要は無く、寧ろそれよりも船會社から民團に對し買收の相談があつたかどうかと云ふ點が曖昧で、或は何等希望も無

かつたんでは無いかと云ふことを信じて居ります、若しそうであるならば民團が無理に世話を

焼かんでも良からうと思つてゐます、それから殊に済沽當りに築港計劃があり、段々河下に倉

庫なり碼頭を造る云ふ傾向がある際に、私は決して築港に賛成しないのはありませんが、

如斯きことが進行し、ある以上、稍必要な無い土地までも買つてやると云ふことは、積極過ぎたこと、思ひますから、お見合せ願ひたいと思ひます

◎中島理事 只今川島議員の説は、先刻來縷々白井会長の説明されたことを否認しそれを前提としての御議論であつたと思ひますが、私はそれに對して一言申上したいと思ひます、お質問の船舶會社よりは已に昨年申出があり、又近く或る會社は現實に欲しいとの申出がありました又船舶か溯航するや否やと云ふ様な御議論があつたやうですがそう云ふ點から御議論なら川島議員のお話は訂正して頂きたい尙理事者として此際一應民會議員諸君にお話し致して置きたいと思ひますが、吾々も理事に就任する前は、船舶が溯航するや否やに付ては最初相當反対致しました、然し先刻總領事よりもお話ありました通り、已に民會が決議を經て實行を命じ、現に廻船場の如きも一應相談の上、御覽の通り日支境界の處を三百尺丈餘した譯であります、然るに其の後、海河工程局技師並に港務局役員より、スウェインディングバースを取つて置く必要は無い、築港を頼む、そして埠頭として完全なる能力を發揮させてはどうだ、と云ふ様な態態によつて追加をした次第であります、如斯く埠頭の築造事業を可決した以上は、多少の難事は御座いませんが、熱誠を以て之を完成する様に努力が必要であらうと思ひます、幸にして此の工事は目下着々進めて居るのであります、福島街から下流の方は御承知の様に郵船の倉庫もありますし、陸軍其他お懸念の土地が並列して、吾々が手を若けるまでもなく、色々貿易の關係もありますから、着船の可能性がありますことは大抵御想像が着くこと、思ひます離つて福島街以北開口一帶は、日本租界として、存立する以上は、體面上からも衛生上の見地から

(32)

(31)

も見るに堪へん現狀で、是非買收の必要が有りますので、幸にして團債が出来ましたならば、一面埠頭の利用に全能率を上げ、又市區の改正と兩々相俟つて、埠頭を完成せしめて、是非英佛租界以上のものに致したいと希望して居るのであります

◎森川照太君 此の開口の土地を買收することは、埠頭の働きを充分ならしめる爲に必要な問題と思ひます、船會社の爲に民團が買つてやるのは、支那人の反対を招くだらうと云ふ御議論は、私はひがみ根情では無からうかと思ひます、同時に民團が開口の土地を買ふ實際の理由は、買取つて船會社に賣るのでは無いかと云ふ事を、日本人の誰方が、唱へた結果が、民團の買收を六ヶ敷ならしめたのは無いかと思ひます、私は船會社の爲にあの土地を買收することは無駄だと云ふ考を取止め、原案に賛成する方がよからぶと思ひます、そして船會社に賣るとまでは決つて居らんと云ふことでから、買車つたものを民團が賣る時に成つたならば其の時に決め得べきもので、船會社の爲に買うだらうと云ふことを發言出来んことにすれば間違ひ無いと思ひます、若し民團が買取つても買手が無いと云ふ時には、民團が荷役等を廻營にしても良からうと思ひます、それから又貸下げても良いと思ひます

◎遠藤盛彌君 大變船會社が問題となつて居りますが、私は船會社の立場から一言申上たいと思ひます、先程からの川嶋議員、永安議員の御意見を聞きますと、此の埠頭築造に關聯して土地を買收し、之を船會社なり倉庫會社に利用させることは辭せんが、日支親善の意味に於て會合的に相談せしめたが良からうと云ふことでしたら、私はそれは近視眼的なる御觀察だと思つてゐます、何故かと云ひますと、船會社の立場から言ひますれば、船會社なるものは居留民を離れて獨立して立つて居りません（此の間書取れず）（船會社と居留地との密接なる關係を説明）

只今川島議員の御質問に對し、私もそう思ひますが、中島君のお話もあつた様にバンドの完結は銳意やらなければならぬ、私は現行政委員各君が、日夜民團の爲に盡して居られることは感謝して居りますが、此の誤解を招いた根本は親切氣味が足りなかつた爲と思ひます、先ず倉庫會社なり船會社なりに利用させることが先決問題なれば、先ず船會社、倉庫會社を呼ばれて良し、又照會されても宜しからうと信じます、然れども最近日本のある船會社か、手を延ばして進んで碼頭を造らうと云ふことに對して、民團よりは何等の御交渉が無かつたと云ふことは、或る意味に於て政策的に秘密を要する場合もありませうが、私は便所の位置がどうだとか何とか色々な御議論を豫め聞きましたか、便所を建てるよりもと大切な、此の船會社の意見を調査され、どの位の餘地があるかと云ふことなどを聽めて居られたならば、もつと良い結果を得られたこと、思つて居ます、然し關係會社よりの申込はあつても、次第に下方に築港問題が發展する時に當つて、此の土地買收なるものは時代錯誤では無いかと云ふ御議論もありましたが、吾々當業者は、現在に於ても時々河待ちをして埠頭の物色をする現狀であります、兎に角今の埠頭丈では足りないと云ふ現況から云ひましても、明に其の必要は認められると思ひます、此の意味に於て、私は此の土地其他の件に就て各位が探討、若しくは賛成せられん事を望むのであります

◎永安平吉君 今遠藤議員は、私が船會社に利用させることはいかんと云つたかの様に申され

(34)

(33)

ましたが、速記録を御覧下さると良く解りますが、御聽達ひと思ひます

◎川島範寛君 私は只今の遠藤議員の御注意に對して、簡単に御辯解申したいと思ひます、私は開口土地問題に付て森川君の御疑念の如き點を詰したことが御座いませんから一寸念の爲に

それから、私は船會社に對して船會社の便宜を圖つて買つてやると云ふことが良く無いと一途に申上たのでは無く、之は船會社の方で希望して居らんのでは無いか、と云ふことを憂へて申上ましたので、遠藤議員のお仰やつた様なことは全く無いのであります

◎西村 博君 本案は非常な重大な議案であります、民團が現行政委員の任期終了間に當つて本案を提出致されたのは、如何なる譯でありますか

◎行政委員會長(白井忠三君) お答へ致します、要するに民團の爲に必要な施設と云ふことが考へられましたので、一日でも自分等の任期があれば、之を達成することが任務と思ひ、折角吾々が一年間研究して、そしてそれが良い案でありますから、任期が迫つて居るからと云つてそれを皆様に詰らんと云ふことになれば、之は民團自治行政の完成の上に面白く無いと思ひます、つまり私共の研究した結果を語ることは當然であると思つて本案を提出致しました

◎西村 博君 本案を決するに當つて最も重要なことは、埠頭附屬地の貿易及び百萬弗の起債案であります、之に従つたバンドには、果して船が上がるかどうかと云ふことをドウ認めて居られますか、どうか、御説明願ひます

◎行政委員會長(白井忠三君) お答へ致します、船は無論上げ得る積りであります、然し種々困難な問題もあります、例へば船は上つても之を廻はす場所が無ければ困ると云ふ様な事も起

りますが、それは今の處差支の無い様折角努力中であります、

◎西村 博君 佛祖界のベンドは前民會からの宿題と思つてゐますが、あれがある以上船は上らんと思ひます、理屈に於て

◎議長(黒澤兼次郎君) 西村議員に一寸申上ますが、本案は前の臨時民會に於て船が上るものとして既に決めてあるのであります

◎西村 博君 私は上らんと思ひます、本案は否決を願ひたい

◎議長(黒澤兼次郎君) 第三議會に移りたいと思ひます(賛成の聲起る)

◎森川照太君 討論も盡きた様でありますから、本案を御採決願ひたい

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは本案の採決を致します、本案を可決致したいと云ふ方は、御起立を願ひます(起立者多數)

◎西村 博君 私は採決に付て一寸異議が御座います、會議規則に採決は原案に尤も過ぎるものより採決すとあります

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは西村議員の動議に御賛成の方は御起立を願ひます(起立者二名)

◎議長(黒澤兼次郎君) 起立者少數ですから否決になりました

◎議長(黒澤兼次郎君) それではもう一度採決致しますが、行政委員會提出の原案に賛成の方は御起立願ひます(起立者多數)

◎議長(黒澤兼次郎君) 本案は大多數を以て可決確定となりました(拍手起る)之で提出議案は全部終了致しました

(36)

(35)

◎議長(黒澤兼次郎君) それでは之で閉會致します、皆様お寒い處を御苦勞でした

(七時十五分散會)

大正十五年度第十四次居留民會臨時會要錄  
(七時十五分散會)一、議員 六十名  
二、會期 一日(大正十五年十一月十二日)三、會場 公會堂  
四、議長及會議係議長 黒澤兼次郎  
書記官 中島徳次郎  
監督 平野喜久太  
会員 井重太郎  
政務課 鈴木美喜  
農業課 尾武雄誠郎  
中央課 佐久太郎  
外務課 武田誠郎

## 附錄

(一) 大正十五年度居留民團歲入出追加豫算案

大正十五年度居留民團歲入出追加豫算

歲 入 財政部  
歲 出 經常部

銀貳萬零千零貳拾弗也

銀七千貳百弗也

合計銀貳萬八千貳百貳拾弗也

銀貳萬八千貳百貳拾弗也



( 42 )

( 41 )

大正年度		向ノ十五年間民團歲入出豫算想定表	
歲	歲	歲入	歲入剩餘金
一	六	電氣事業收入	歲入剩餘金
一	七	二四二、四〇〇	六〇、〇〇〇
一	八	一五九、四〇〇	六〇、〇〇〇
一	九	一七七、三〇〇	二六、〇〇〇
一	〇	一九五、三〇〇	五一、〇〇〇
二	一	一七八、三〇〇	六〇、〇〇〇
二	二	三三二、一〇〇	六〇、〇〇〇
二	三	三四九、二〇〇	八六、七〇〇
二	四	三六七、二〇〇	八六、七〇〇
二	五	三八五、一〇〇	三〇、〇〇〇
二	六	三六三、一〇〇	三〇、〇〇〇
二	七	四二一、〇〇〇	八六、七〇〇
二	八	四三九、〇〇〇	八六、七〇〇
三	九	四五六、九〇〇	五一、八〇〇
四	一〇	四七四、九〇〇	四七九、八〇〇
四	一一	四五二、九〇〇	五一、七〇〇
五	一二	三八八、二〇〇	五三五、七〇〇
六	一〇	六〇〇、〇〇〇	五五三、六〇〇
七	一〇	四九〇、〇〇〇	五七一、六〇〇
八	一〇	八六、七〇〇	五四九、六〇〇
九	一〇	九六、七〇〇	七〇、七二〇
計	一〇	三三三、二二二	一

大正十五年第十四次居留民会临时会议事速记录

卷

向十五年間民團歲入出豫算想定表

(三) 不動產買收人

一、福島街大和街間埠頭用地既定買收以外開口大街迄ノ該當土地及房屋ヲ買收スルコト但全上福島街最寄ハ全街以西ノ一部土地家屋ノ買收ヲ含ム

一、埠頭工事完成ノ曉キ既定ノ買取線ノミニ放置スルトキハ福島街ヲ區域トシテ現在沿線ノ状況ヨリ推シ船舶ノ潮流ハ多ク福島街下流ニ止マリ埠頭ノ利用ハ半バ滅殺セラルヘシ何トナレバ埠頭ノ利用ハ單ニ荷揚上ノ設備ノミニ由テ完成セラルモノニアラザレバナリ依テ埠頭附屬用地トシテ上記範囲ノ所在在土地家屋ヲ買收セント欲ス

二、開口大街ノ整理改修ハ埠頭築造ヲ俟ツマデモナク租界ノ畿南上ヨリモ挨クニ實行セラルヘクシテ未だ實現ノ機ヲ得サリシモノナリ故ニ埠頭用地ノ擴張ト併ニ該道路改修ノ必要上前記土地家屋ヲ買收セント欲ス

( 43 )

13

